

**0910.11、0910.12 又は 2001.90 1 . 塩蔵（塩水漬）しょうがの関税分類について**

「塩蔵しょうが」のうち、塩分が 13%以上のものは関税率表番号第 0910.11 号 - 1 又は 0910.12 号 - 1 に分類し、塩分が 13%未満のものは関税率表番号第 0910.11 号 - 2 又は 0910.12 号 - 2 に分類する。

なお、「塩蔵しょうが」に少量の酢酸が加えられている場合があるが、これは一般的には、塩分の含有量に応じて第 0910.11 号 - 1、第 0910.12 号 - 1、第 0910.11 号 - 2 又は第 0910.12 号 - 2 に分類される。しかしながら、酢酸の含有量が全重量の 0.5%以上のものは、関税率表番号第 2001.90 号に分類されるので、留意されたい。